令和５年度

　伊勢市特定子ども・子育て支援施設等確認指導・監査実施計画

１　基本方針

　本市における特定子ども・子育て支援施設等確認指導・監査（以下「指導等」という。）は、特定子ども・子育て支援施設等（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）に対し、法第58条の3に定める特定子ども・子育て支援提供者の責務、「子ども・子育て支援法施行令」（平成26年政令第213号）、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年運営基準第39号。以下「運営基準」という。）等に定める特定子ども・子育て支援（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設等利用費の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施します。

２　指導形態

1. 確認指導（集団指導）

　　特定子ども・子育て支援施設等に対して、運営基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認められる場合や、制度改正等に基づき必要に応じ、原則として全ての特定子ども・子育て支援提供者等を一定の場所に集めて講習等の方法または説明資料の提供により行います。

1. 確認指導（実地指導）

　　特定子ども・子育て支援施設等に対して、実地にて質問等を行うとともに、必要と認める場合、運営基準等の遵守に関して、各種指導等を行います。

また、確認指導（実地指導）は、伊勢市特定子ども・子育て支援施設等確認指導・監査実施要綱（令和５年４月１日制定。以下「実施要綱」という。）第５条第３項の規定により、本市に所在する全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象に、原則として、４年に１回実施します。

また、実地指導中に、著しい運営基準違反が確認され、当該特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合や、意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合には、直ちに確認監査を行います。

実地指導の実施にあたっては、あらかじめ指導の根拠規定、目的、日時、担当者及び提出すべき書類等を当該特定子ども・子育て支援提供者に通知します。

（３）確認指導（書面指導）

特定子ども・子育て支援提供者から必要な書類の提出を受け、それに基づ

いて運営基準及び内閣府告示等の遵守に関して確認を行い、必要に応じて

各種指導を行います。

書面指導は、実地指導の代替又はそれらに追加するものとして必要に応じて実施します。

1. 確認監査

　　特定子ども・子育て支援施設等について、法第58条の９及び法第58条の

10に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設等利用費の請求について著しい不当若しくは意図的な隠ぺい等の悪質な不正（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに確認指導（実地指導又は書面指導）の実施中に監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

確認監査にあたっては、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を当該特定子ども・子育て支援提供者に対して通知します。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難い場合は、この限りではありません。

３　令和５年度実地指導実施数（予定）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象施設・事業者 | 令和５年度 | | |
| 対象数 | 計画数 | 増減 |
| 預かり保育事業 | 3 | 1 | - |
| 一時預かり事業 | 6 | 0 | - |
| 認可外保育施設 | 3 | 0 | - |
| 幼稚園（私学助成） | 2 | 0 | - |
| 合計 | 14 | 0 | - |